

管理 No.	F045
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課  
 ( 在宅支援係 /内線:2794 )

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	身体障害者手帳の再交付	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)
	根拠規定条項	第 10 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号) 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成 21 年 12 月 24 日障発 1224 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 奈良市身体障害者手帳交付事務処理要領(平成 16 年 4 月 1 日施行)
	基準規定条項	施行令第 4 条 施行規則第 2 条、第 5 条
	審査基準	身体障害者手帳の再交付については、身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成 15 年 1 月 10 日障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)、奈良市身体障害者手帳交付事務処理要領(平成 16 年 4 月 1 日施行)に定めるとりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日より概ね30日	
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	